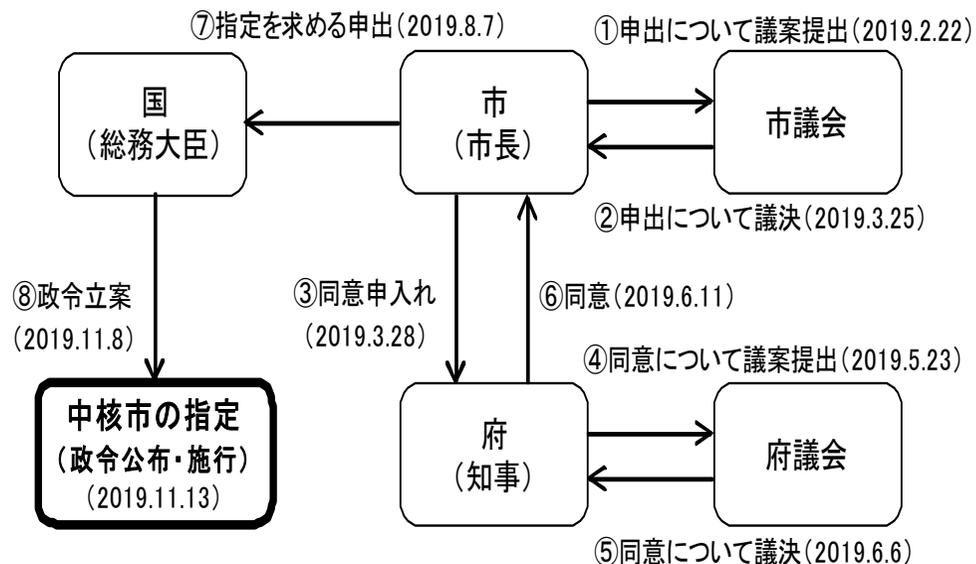


中核市移行の取組及び効果（指定の手續・移讓事務）

中核市指定の手續

中核市の指定を受けるため、市議会の議決、府議会の議決、知事の同意を経て、市が国に申出を行いました。

国は、市の申出に基づき中核市の指定を行いました。



移讓事務

中核市になることで、大阪府が行っている多くの事務を市が担うことになり、市民へのきめ細かな対応が可能となりました。

移讓を受けた事務の分野、項目数は表のとおりです。

	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教	その他	合計
法律・政令	484	1,054	443	260	20	21	2,282
府令・省令	78	168	9	0	2	0	257
府単独	8	190	43	0	0	0	241
特例条例	8	88	34	3	0	0	133
合計	578	1,500	529	263	22	21	2,913